

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成27年11月25日

水 曜 日

第 3986 号

目 次

告 示

○指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことの同意	1
○指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅	2
○換地処分	
○有害図書等の指定	
○森林病虫害等の駆除命令	3
○伐採木等の移動制限命令	5

告 示

富山県告示第457号

指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことの同意について

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第 112条の 2 第 2 項の規定による次の届出を審査した結果、同法第 112条第 1 項の規定による同意があったものと認めたので、同法第 112条の 2 第 3 項の規定により公示する。

平成27年11月25日

富山県知事 石 井 隆 一

発起人の氏名及び住所	加入区	届出年月日
上田 正昭 下新川郡朝日町東草野 487番地 9	泊加入区	平成27年10月30日
中島 荘一 下新川郡朝日町沼保1208番地 7		

富山県告示第458号

指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅について

平成23年11月25日発生の泊加入区に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第 113条の 2 第 1 項第 1 号に該当するため消滅したので、同条第 2 項の規定により公示する。

平成27年11月25日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第459号

換地処分について

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の 2 第 9 項の規定により、平成27年11月20日県営公害防除特別土地改良事業黒部 2 次地区堀切換地区の換地処分をしたので同条第10項の規定において準用する同法第54条第 4 項の規定により公告する。

平成27年11月25日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第460号

有害図書等の指定について

富山県青少年健全育成条例（昭和52年富山県条例第 4 号）第 9 条第 1 項の規定により、青少年に有害な図書等として次のとおり指定する。

平成27年11月25日

富山県知事 石 井 隆 一

番号	種別	図 書 等	号数又は 発行年月 日	発 行 所 名	指 定 理 由
19321	書 籍	ググってはいけない 禁断の言葉2015	2014. 12. 31	株式会社 鉄人社	著しく青少年の性的感情を刺激し、著しく青少年の粗暴性若しくは残ざやく性を誘発し、若しくは助長し、又は著しく青少年の犯罪若
19322	〃	ヤバすぎ激裏情報	2015. 7. 10	株式会社 三オブックス	

19323	雑 誌	ヤバい悪グッズ 最新版	2015. 9. 1	株式会社 鉄人社	しくは自殺を誘発し、 その健全な育成を阻害 するおそれがある。
-------	-----	----------------	------------	-------------	---------------------------------------

富山県告示第461号

森林病虫害等の駆除命令について

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定により命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年11月25日

富山県知事 石 井 隆 一

1 区域及び期間

(1) 区域

富山市に存する高度公益機能森林の区域

(2) 期間

平成27年12月16日から平成28年3月20日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

1の(1)に掲げる区域に存する松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒及び破砕、又は当該樹木の伐倒及び焼却（炭化を含む。）をすること。

4 命令をしようとする理由

松くい虫を早期に、かつ、徹底的に駆除し、及びそのまん延を防止するため

5 その他必要な事項

- (1) 3に掲げる措置を実施するに当たっては、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に掲げる措置を1の(2)に定める期間内に行った者又はその代理人は、当該措置を行った後、速やかに、3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する富山県農林振興センター所長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。

ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。

- (3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後、速やかに、3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する富山県農林振興センター所長を経由して知事に提出するものとし、知事は、その提出があったときは、3に掲げる措置が行われたかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、当該損失補償金を交付する。
- (4) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき損失補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

富山県告示第462号

森林病虫害等の駆除命令について

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により同法第3条第1項第1号に掲げる命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年11月25日

富山県知事 石 井 隆 一

1 区域及び期間

(1) 区域

黒部市及び砺波市に存する高度公益機能森林の区域

(2) 期間

平成27年12月16日から平成28年3月20日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

1 の(1)に掲げる区域に存する松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布し、又は当該樹木を伐倒してはく皮したうえ、松くい虫が付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

4 命令をしようとする理由

松くい虫を早期に、かつ、徹底的に駆除し、及びそのまん延を防止するため

5 その他必要な事項

- (1) 3 に掲げる措置を実施するに当たっては、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3 に掲げる措置を 1 の(2)に定める期間内に行った者又はその代理人は、当該措置を行った後、速やかに、3 に掲げる樹木の所在する地域を管轄する富山県農林振興センター所長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。
ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。
- (3) 3 に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後、速やかに、3 に掲げる樹木の所在する地域を管轄する富山県農林振興センター所長を経由して知事に提出するものとし、知事は、その提出があったときは、3 に掲げる措置が行われたかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、当該損失補償金を交付する。
- (4) 知事は、3 に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が 1 の(2)に定める期間内に3 に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3 に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき損失補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

富山県告示第463号

伐採木等の移動制限命令について

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により同法第3

条第1項第5号に掲げる命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年11月25日

富山県知事 石 井 隆 一

1 区域及び期間

(1) 区域

黒部市及び砺波市に存する高度公益機能森林の区域

(2) 期間

平成27年12月16日から平成28年3月20日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

1の(1)に掲げる区域に存する松くい虫が付着している伐採木（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）をいう。）は、松くい虫を駆除した後でなければ移動してはならない。

4 命令をしようとする理由

松くい虫のまん延を防止するため